

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

申立期間の国民年金保険料は納付済みであったのに、私が厚生年金保険被保険者であった申立期間に係る脱退手当金を受けていたことから、平成21年6月に還付された。

申立期間の国民年金保険料は、全員加入し納付するようにと夫が言われたことから保険料の納付をしたものであり、還付されるのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成21年4月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、国民年金保険料が納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の保険料は同年6月に還付されている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間について保険料の納付を勧奨したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが40年以上もの長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることも踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

国民年金保険料は、昭和40年ごろは町内で集めていた。その後、口座振替にしている、引き落としができないときは、市から納付書が送付されてきて納付した。

国民年金加入期間中1か月か2か月ぐらいは払い忘れたことがあったかもしれないが、申立期間である1年間も未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1年と短期間であり、申立人は20歳から60歳に到達するまでの長期にわたる国民年金加入期間において、申立期間及び平成2年4月の1か月分を除き保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間直前の平成3年度の保険料を平成4年6月22日に過年度納付しており、申立期間直後の5年4月以降の保険料については、現年度納付していることが確認できることから、上記のとおり、納付意識が高かった申立人が申立期間前後の保険料を納付しながら申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成13年5月から同年7月までの期間は30万円、同年8月から14年12月までの期間及び15年4月から同年7月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月から16年2月まで

申立期間について、私が保管している給料支払明細書の支給額と、厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているので、調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年5月から14年12月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間のうち、平成15年4月から同年7月までの期間については、申立人から給料支払明細書の提出は無いものの、同僚から提出された給料支払明細書及び同僚のオンライン記録によると、事業所は、当該期間において誤って同年3月までの改正前の保険料率に基づき算出された厚生年金保険料を控除していることが確認できることから、申立人についても当該同僚と同様に、当該期間において改正前の保険料率が適用されたものと考えられるところ、同

じ事情を申立人に当てはめて算出した保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録に比べて3等級上の標準報酬月額に該当すると判断される。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額、並びに同僚の給料支払明細書の保険料控除額から推認できる上記の事情から、平成13年5月から同年7月までの期間は30万円、同年8月から14年12月までの期間及び15年4月から同年7月までの期間は26万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は不明としているものの、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年1月から同年3月までの期間及び同年8月から16年2月までの期間については、申立人から給与所得の源泉徴収票及び普通預金通帳（写し）が提出されている。

しかし、給与所得の源泉徴収票で確認できる保険料控除額は、オンライン記録を基に推計される保険料控除額より大幅に少額であることが確認できる。

また、普通預金通帳（写し）で確認できる報酬月額は、給与が数か月まとめて振り込まれているなどの理由により、控除された保険料額を特定することができない。

さらに、同僚から提出された給料支払明細書によると、申立期間のうち、平成15年1月から同年3月までの期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成15年1月から同年3月までの期間及び同年8月から16年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年10月1日に、資格喪失日に係る記録を36年10月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年10月10日まで

私は、昭和35年4月にA社に入社し、研修を受けた後、同年10月1日に同社B支店に配属され、1年後には、同社C支店に転勤になった。

しかし、A社B支店に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和35年4月1日にA社D支店に同期入社した複数の同僚及び同社B支店の複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間において同社同支店に勤務していたことが認められる。

また、上記の同期入社した複数の同僚は、「入社直後に、支店等の女性外務員を指導する主任になるための研修を半年間受けた。研修の対象者は、大学卒の男性だけで、研修後は、指導主任として各支店等に配属された。私は、異動先においても被保険者記録があるので、同じ立場、同じ身分として勤務していたにもかかわらず、申立人のみが給与から厚生年金保険料が控除されないということは考えられない。」旨証言している。

さらに、申立人と入れ替わりに、後任の指導主任としてA社B支店に勤務した同僚は、同社同支店において申立期間後に厚生年金保険の被保険者記録が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35

年10月1日に同社D支店から同社B支店に異動し、36年10月10日に同社同支店から同社C支店に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社と同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年10月から36年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年9月15日）及び資格取得日（36年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月15日から36年2月1日まで

私は、A社に昭和32年4月に入社し、42年4月末に退職するまで継続して勤務した。途中で退職したことはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和33年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月15日に被保険者資格を喪失後、36年2月1日に同社において再度資格を取得しており、33年9月から36年1月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A社における複数の同僚の証言から判断して、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる同僚は、「申立人は、申立期間の前後を含めて、一貫して、主に運転業務を担当しており、身分や職務内容に変更は無かった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の前後約10年間に、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、申立人を含んで37人おり、申立人及び同僚4人を除いて、いずれも被保険者期間が継続していることが確認できるところ、当該同僚4人は、いずれも当該中抜け期間において一時的に



同社に勤務していなかった旨証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年8月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年9月から36年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年6月1日から10年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、8年6月から10年2月までは59万円、同年3月から同年5月までは56万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から10年12月まで

社会保険事務所の記録によると、平成8年6月から標準報酬月額が59万円から26万円に減額されている。給与明細書等を提出するので、申立期間について、減額された標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年6月から10年5月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、8年6月から10年2月までは59万円、同年3月から同年5月までは56万円と記録されていたところ、同年6月24日付けで、8年10月及び9年10月の定時改定、並びに10年3月の随時改定が取り消されるとともに、8年6月1日までさかのぼって26万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の事業主及び同僚の取締役1人についても、申立人と同様に平成10年6月24日付けで、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書（平成8年10月、同年12月及び9年1月分）によると、申立人は、当該月における給与から上記の減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当時のA社の事業主が、「私と経理担当者が社会保険事務所の指導を受けて、役員3人の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正を行った。申立人は、私と同じ代

表取締役の肩書であったが、標準報酬月額の見直しに全く関与していなかった。」と証言しているとともに、経理担当者も、「申立人は、代表取締役といっても職務は営業担当役員で、経理や社会保険事務については全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、自らの標準報酬月額の見直しを執行できる権限を有していなかったと認められる。

さらに、A社に係る不納欠損整理簿により、申立期間当時の同社は、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、当該期間において申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年6月から10年2月までは59万円、同年3月から同年5月までは56万円に見直しすることが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年6月から同年12月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額が、さかのぼって訂正された形跡は確認できない。

また、A社は、既に平成11年2月\*日付けで破産しており、当時の給与及び社会保険関係の資料は保管されておらず、上記の事業主及び経理担当者からも、減額訂正処理後の当該期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額について証言が得られない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成10年6月から同年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月1日から59年8月21日まで

私は短大卒業後、A社に昭和58年3月21日に入社し、栄養士として63年7月20日まで途中辞めることなくB事業所などに派遣され、A社から給与が支給されていた。しかし、B事業所で勤務していた期間の一部に厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和58年3月21日にA社に入社し、63年7月20日に退職するまで、申立期間を含めて同社に継続勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「A社に入社以降、昭和58年3月21日から62年10月21日までの期間は提携先であるB事業所に、同年10月22日から63年7月20日までの期間は同じくC事業所に、栄養士として派遣されたが、給与の支給については、一貫してA社から支払われていた。」と主張しており、申立人と同様に派遣先の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚も、「給与はA社から支給されていた。」と証言している。

さらに、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、当初、申立人は、昭和58年9月1日に同事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得し

たものの、59年8月23日の進達記録によると、その後、当初の資格取得日の58年9月1日まで<sup>そきゅう</sup>遡及して同事業所の被保険者資格が取り消され、改めて59年8月21日に同事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。ところ、A社は、提携先事業所に派遣された栄養士の厚生年金保険料の控除の取扱いについて、「当社で負担する場合や、提携先事業所が負担する場合など、いろいろな受託ケースがあった。申立人のケースについては不明である。」と証言していることから、申立期間については、同社とB事業所との間で、申立人の厚生年金保険料の事業主負担の調整が整わない等の理由により、いったん、申立人の同事業所における被保険者資格を<sup>そきゅう</sup>遡及して取り消した可能性が考えられる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が被保険者資格を取得した時期の前後で、同じく被保険者資格を取得している同僚40人のうち、申立人と同一職種である栄養士18人について、同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得して提携先事業所等で勤務していた16人は、被保険者記録が継続しており、提携先事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得して同事業所で勤務していた2人は、A社の被保険者期間と提携先事業所の被保険者期間との間に空白期間が1か月生じているものの、申立人のように空白期間が11か月にも及ぶ者はいないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、提携先のB事業所に栄養士として派遣されており、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における当初の資格取得時（昭和58年9月）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりに被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月16日から41年5月31日まで  
② 昭和41年6月1日から44年9月26日まで  
③ 昭和48年4月1日から50年1月1日まで

B社を辞めてから、脱退手当金を受給しようと思い社会保険事務所(当時)に行ったら、「将来年金がもらえなくなるので脱退しない方が良い。」と言われ、受給手続をしなかった。記録が、脱退手当金支給済みになっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

また、昭和48年4月1日から49年12月末までA事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の詳細かつ具体的な証言内容、申立期間当時のA事業所の事業主の妻の証言内容並びに申立人から提出された写真及び卒業証書から判断して、申立人は、昭和48年4月1日から同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、事業主の妻は、「A事業所は小さな会社だったが、全員正社員で、厚生年金保険に入っていたと思う。」と証言しており、申立人の上司(事務部門の責任者)も、「社員が入社すると、すぐに厚生年金保険の加入手続をした。半月や1か月ぐらいは手続が遅れることはあったかもしれないが、1年以上も資格取得手続が遅れるようなことはあり得ない。」と証言している。

さらに、A事業所の同僚二人は、「A事業所での自分の勤務期間と年金記録は一致している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年1月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、複数回の被保険者報酬月額算定基礎届が提出される機会もあったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ申立人の被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②については、当該期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の住所が記載され、昭和44年11月29日に申立事業所を管轄する社会保険事務所に提出されており、社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年2月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和50年9月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から同年12月までは4万8,000円、48年1月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から49年9月までは6万8,000円、同年10月から50年8月までは8万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月20日から50年9月20日まで

A事業所に正社員として勤務し、途中職種が変わったことや会社の経営状況が悪くなった等の事情も無いのに、途中から厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在職証明書及び退職願から判断して、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は、昭和47年2月20日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同事業所が作成・保管している被保険者台帳には、申立人が50年9月20日に被保険者資格を喪失した旨記録されていることから、47年2月20日に申立人が資格喪失した旨の届出を同事業所が行ったとは考え難い。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人に対して払い出された記号番号に別の同僚の氏名が、当該同僚に対して払い出された記号番号には申立人の名前がそれぞれ記載された後、訂正がなされている上、同事業所が保管する被保険者資格喪失確認通知書に記載されている当該同僚の資格喪失日（昭和47年2月20日）は、当該同僚のオンライン記録と異



なっており、申立人の資格喪失日と一致していることから、社会保険事務所(当時)において、申立人の被保険者記録と当該同僚の被保険者記録が入れ替わって記録管理されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和50年9月20日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和47年2月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から同年12月までは4万8,000円、48年1月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から49年9月までは6万8,000円、同年10月から50年8月までは8万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月1日から同年3月1日まで

B社の社員として関連会社に出向を繰り返しながら、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事異動控、同社の証言及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、同社及び同社を中核会社とする複数の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、昭和56年10月27日付けでC社への転勤辞令を受け、同年11月2日に赴任したものと考えられるところ、オンライン記録によると、転勤先のC社は、57年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所であった記録が確認できない。

しかし、転勤先のC社に勤務した申立人及び同僚の厚生年金保険被保険者記録の状況から判断して、同社では、同社に勤務する社員について、当時、厚生年金保険の適用事業所であった転勤元の各事業所において被保険者資格を取得させていたことが認められることから、申立期間については、A社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者

原票の昭和 57 年 1 月の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案 4448

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月30日から同年11月1日まで  
A社B支店から同社本社に転勤したが、その際の年金の記録が間違っている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社から提出された社員名簿、雇用保険の記録及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は同社に継続して勤務し(同社B支店から同社本社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社によると、「異動は、原則毎月1日付けで辞令発令しており、月の途中で異動することはあまり無い。申立人についても1日付けの異動であると思う。」と回答していることから、同社B支店における資格喪失日を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出したと回答していることから、事業主が昭和45年10月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

昭和44年4月1日にA社本社から同社B支店に転勤したが、年金の記録に1か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答、雇用保険の記録及び同社から提出された社内報における申立人の異動に係る記載から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年2月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したと回答していることから、事業主が昭和44年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月31日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月21日から20年8月31日まで

戦時中の昭和19年11月に、当時勤務していたB社C支店から、勤労奉仕団体の一員としてA社に動員され、同社で終戦後の8月末まで事務員として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤労奉仕団体の一員として、当時勤務していたB社C支店からA社に動員されたこと、同社を退職するまでの経緯及び時期、勤務状況、通勤経路、勤務場所の状況等に係る申立人の記憶は、具体的であり、文献、社史等の記載内容と一致している。

また、申立人のB社C支店における同僚が、「昭和19年11月ごろ、勤労奉仕団体としてB社C支店から数人が動員された。申立人はそのうちの一人で、A社に行った。終戦後、B社C支店に戻った。」と証言している上、申立人が申立期間直後の昭和20年9月5日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立期間当時、申立人と同様にA社に勤労奉仕団体として勤務していたことが確認できた同僚のほぼ全員に、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該同僚のうちの一人が、「詳しいことは不明であるが、

勤労奉仕団体としてA社に勤務していた女性は、全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災により焼失しており、現存する後継企業の被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであると考えられる。

また、年金番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票については、戦災による大規模な焼失は免れているものの、かなりの部分が欠落しており、これを基に被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなせない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による保険料の控除が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、昭和19年11月21日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社におけるほかの者の被保険者記録から、20年8月31日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は32万円、申立期間②は40万円、申立期間③は39万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日  
② 平成18年8月3日  
③ 平成19年7月19日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している給料台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳の写しにより、申立人は、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料台帳の写しにおいて確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は32万円、申立期間②は40万円、申立期間③は39万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について



は、事業主は、「申立てに係る賞与支払届は、健康保険組合経由で社会保険事務所（当時）に提出したと思うが、保険料については、銀行口座に引き落とし記録が無いため、納付はしていない。」としていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は47万3,000円、申立期間②は70万円、申立期間③は58万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日  
② 平成18年8月3日  
③ 平成19年7月19日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している給料台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳の写しにより、申立人は、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料台帳の写しにおいて確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間①については47万3,000円、申立期間②については70万円、申立期間③については58万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てに係る賞与支払届は、健康保険組合経由で社会保険事務所（当時）に提出したと思うが、保険料については、銀行口座に引き落とし記録が無いため、納付はしていない。」としていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は47万9,000円、申立期間②は80万円、申立期間③は58万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日  
② 平成18年8月3日  
③ 平成19年7月19日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している給料台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳の写しにより、申立人は、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料台帳の写しにおいて確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間①については47万9,000円、申立期間②については80万円、申立期間③については58万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てに係る賞与支払届は、健康保険組合経由で社会保険事務所（当時）に提出したと思うが、保険料については、銀行口座に引き落とし記録が無いため、納付はしていない。」としていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は30万8,000円、申立期間②は70万円、申立期間③は58万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日  
② 平成18年8月3日  
③ 平成19年7月19日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。  
事業主が保管している給料台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳の写しにより、申立人は、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料台帳の写しにおいて確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間①については30万8,000円、申立期間②については70万円、申立期間③については58万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てに係る賞与支払届は、健康保険組合経由で社会保険事務所（当時）に提出したと思うが、保険料については、銀行口座に引き落とし記録が無いため、納付はしていない。」としていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は22万2,000円、申立期間②は25万円、申立期間③は29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日  
② 平成18年8月3日  
③ 平成19年7月19日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している給料台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳の写しにより、申立人は、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料台帳の写しにおいて確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間①については22万2,000円、申立期間②については25万円、申立期間③については29万3,000円とすることが妥当である。



なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てに係る賞与支払届は、健康保険組合経由で社会保険事務所（当時）に提出したと思うが、保険料については、銀行口座に引き落とし記録が無いため、納付はしていない。」としていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している給料台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳の写しにより、申立人は、申立期間において19万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てに係る賞与支払届は、健康保険組合経由で社会保険事務所（当時）に提出したと思うが、保険料については、銀行口座に引き落とし記録が無いため、納付はしていない。」としていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和20年8月25日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を25年8月11日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を33年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20年8月は200円、25年8月から26年7月までは8,000円、33年10月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年8月25日から同年9月1日まで  
② 昭和25年8月11日から26年8月1日まで  
③ 昭和33年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和18年4月1日から43年5月15日までA社に在籍していた。

昭和19年12月から20年8月までの期間については、徴用によりE社に勤務していたものの、A社における在籍期間中は空白なく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員台帳の記録から判断して、申立人は同社に継続して勤務し(徴用先のE社からA社B支店に復帰、同社同支店から同社C支店に異動、同社F支店から同社D支店に異動。)、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社から提出された社員台帳によると、申立人は、昭和20年8月15日付けで徴用解除となりA社B支店に復職したこと、25年7月21日付けで同社

B支店から同社C支店への異動を発令されたこと、及び33年10月21日付けで同社F支店から同社D支店への異動を発令されたことが確認できることから、申立期間①については同社B支店における資格取得日に係る記録を、申立期間②については同社C支店における資格取得日に係る記録を、申立期間③については同社D支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和20年9月、26年8月及び33年11月の記録から、20年8月は200円、25年8月から26年7月までは8,000円、33年10月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（32万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月26日

私は、平成16年3月の賞与から厚生年金の保険料が控除されているにもかかわらず、記録が無いので、当該賞与について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成16年3月分の賞与明細書の写し、及びA社から提出された申立人に係る平成16年分源泉徴収簿の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（32万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案4459（事案710の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年8月1日から29年6月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を28年8月1日、資格喪失日に係る記録を29年6月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年9月1日まで

前回の申立てについて、平成20年12月18日付けで、昭和29年9月1日から31年5月1日までの期間については、厚生年金保険料を控除されていたとして記録の訂正が認められたが、今回の申立期間（28年4月1日から29年9月1日まで）については記録の訂正は必要でないとする通知文書ももらった。

しかし、私は、昭和28年4月1日から51年4月1日まで、同僚二人（このうち、一人は死亡）と一緒に孵（はしけ）の仕事に就いており、同僚二人には、A社で記録があるにもかかわらず、私に記録が無いことに納得できない。

同僚の一人は、私が勤務していたことを証言しており、申立期間に勤務していたのは間違いないので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B健康保険組合が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の健康保険被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められるものの、申立人が申立期間当時に同じ業務に従事していたとする同僚二人にも、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確

認できず、ほかに当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に委員会の決定に基づき、平成20年12月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、私が一緒に働いていた同僚二人は、いずれもC事業所ではなく、A社の厚生年金保険被保険者記録があるらしいので、自分にも同社の被保険者記録があるはずである。」と主張し、再申立てを行っているところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚二人は、昭和24年5月1日及び26年10月4日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年6月12日にD事業所で同資格を喪失（当該二人の喪失日が同事業所の同名簿に記録されている理由は不明である。）していることが確認できる。

また、当該同僚のうち、一人は、「申立人とは昭和28年4月からC事業所で一緒に勤務していた。また、業務内容や身分形態などは3人とも同じであった。」と証言している。

さらに、B健康保険組合が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び当該同僚二人は、いずれも同事業所の従業員として、同健康保険組合の被保険者記録（一人の同僚は昭和24年4月1日、もう一人の同僚は26年10月4日、申立人は28年8月1日に被保険者資格を取得し、いずれも29年9月1日に同資格を喪失している。）が確認でき、当該同僚二人については、健康保険被保険者記録とオンライン記録がおおむね一致していることが確認できる。

加えて、今回の調査において、C事業所の後継会社であるE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の住所欄に「F商店内」と記載が確認できたことから、当該商店に連絡したところ、同社の元事業主の息子の連絡先が判明し、当時の事情を聴取した結果、申立期間当時のA社、C事業所及びE社は、相互に役員に就任するなど、関係の深い事業所であったことが判明した。

したがって、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、C事業所におけるB健康保険組合の組合員資格取得日である昭和28年8月1日、同社における同資格喪失日は、上記の同僚二人のD事業所における同資格喪失日である29年6月12日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年8月1日から29年6月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該同僚二人の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないものの、資格の

取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人の資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年8月から29年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年8月1日までの期間については、上述のとおり、同僚の証言から判断すると、申立人がC事業所に勤務していたことはうかがえるものの、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同僚二人の資格取得日と、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、おおむね一致していることから、申立人についても、同事業所における健康保険被保険者資格の取得日（同年8月1日）より前に厚生年金保険被保険者資格を取得していたとは考え難い。

また、申立期間のうち、昭和29年6月12日から同年9月1日までの期間については、上述のとおり、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人及び同僚二人の被保険者資格の喪失日は、いずれも同年9月1日とされているところ、当該同僚二人の厚生年金保険被保険者記録は同年6月12日に喪失されていることから、申立人のみが、同年6月12日より後も厚生年金保険被保険者記録が継続していたとは考え難い。

さらに、C事業所及びA社の当時の事業主は、既に死亡しており、当時の事務担当者も所在が明らかでないことから、当該期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年8月1日までの期間及び29年6月12日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月30日から同年4月1日まで

私は、A事業所に昭和56年4月1日から59年3月31日まで勤務していた。同年3月分の給料支払明細書から同年2月及び同年3月の厚生年金保険料が控除されているのに、同年3月が厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書(昭和59年3月分)及びA事業所の元事業主の証言により、申立人は、同事業所に同年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年3月分の給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案4461

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月2日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和20年10月から平成元年5月まで継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同社健康保険組合の記録から、申立人が同社に継続して勤務し（同社C分室から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の社史によると、昭和22年4月1日に分室制を廃止し、支店管轄に改めたとされていることから、申立期間については、A社B支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年3月の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しているが、A社C分室から同社B支店に異動した申立人を含む40人全員が、申立期間の被保険者記録が欠落しており、これら全員について社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和22年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和22年10月1日から平成2年6月20日までA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録では、昭和62年3月が被保険者とされていない。この時期は、同社本社から同社B支店に転勤した記憶はあるが、同社には継続して勤務していたので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金に係る資料、雇用保険の記録及びA社の回答から判断して、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和62年4月1日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年2月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って昭和62年3月31日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで

平成 12 年 2 月ごろの裁定請求時に年金記録を確認して、脱退手当金を受給したとされていることを知った。当時は時効だと言われたが、最近、同じ会社で脱退手当金の支給について申し立てている人のことで、第三者委員会から照会があり、私も年金事務所に行った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 5 か月後の昭和 41 年 9 月 30 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の後にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、2 回の被保険者期間のうち、直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から54年9月まで

私が25歳であった昭和51年ごろ、母に強く国民年金に加入することを勧められて、二人でA市役所に国民年金加入手続に行ったことを覚えている。その後、申立期間の保険料は父親が納めてくれていたはずなので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は昭和51年ごろ、国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金受付処理簿によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号は、A市で56年12月に払い出されたことが確認でき、この時点を基準とすると、申立期間は既に時効が成立しており、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年12月時点において、時効成立前であり保険料納付が可能であった54年10月から55年3月までの期間について過年度納付していたことが確認できる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から55年6月までの期間、同年10月から56年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、60年4月から同年6月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から55年6月まで  
② 昭和55年10月から56年3月まで  
③ 昭和58年1月から同年3月まで  
④ 昭和60年4月から同年6月まで  
⑤ 昭和60年10月から62年3月まで

私の国民年金は、多分、父親が加入手続をしてくれたと思うが、父親は既に死亡しているので、手続の状況は分からない。結婚してA町からB市C区に転居した時は、私が手続に行った。

申立期間①については、手続した時に、未納期間の保険料を特別に納付できることを聞いて、期間は分からないが、1回か2回かで納付したと思う。

その後の期間は、妻が保険料を納付していた。未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、A町からB市C区への転居手続時に保険料を納付したとしているところ、申立人が同区に転居したのは、昭和55年5月であることが確認でき、当時第3回特例納付実施期間中（53年7月から55年6月まで）であったことから、当該期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付することは可能であったものの、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤については、妻が申立人の国民年金保険料を納付したとしているが、妻に聴取しても、これらの期間の保険料について、毎月か2か月おき、又は3か月ごとに金融機関で月額1万円以内を納付したとするのみで、納付時期、納付場所、納付金額等の具体的な記憶は曖昧である。

さらに、申立期間④については、当該期間の前後は過年度納付されており、直後の昭和60年7月から同年9月までの保険料が、時効間際の62年10月に納付されていることから、時効により納付できなかった可能性がある。

加えて、申立期間⑤については、妻も国民年金に加入しており、保険料納付は夫婦別々であったとするものの、同様に未納となっている。

このほか、申立人が昭和55年5月以降居住していたB市の記録においても、各申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2514 (事案 1495 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

申立期間前後がきちんと納付されているのに申立期間のみを未納とすることは絶対にあり得ない。前回の第三者委員会で 9 か月間だけ記録訂正が認められたことは納得できない。年金記録回復促進法案の立法の趣旨からも申立期間の記録の訂正を認めないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間 (①昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月まで、②54 年 4 月から 55 年 3 月まで) に係る申立てのうち、申立期間①については、i) 申立人は集金人に 3 か月ごとに保険料を納付したとしており、当時の A 市における保険料収納方法と一致すること、ii) 申立人の国民年金被保険者台帳で確認できる限り、申立人は、納付済みとなっている期間はすべて現年度納付している上、同市の納付データ明細表によれば、申立人は申立期間①後の 53 年 7 月から 54 年 3 月までの保険料を集金人に納付しており、申立人は集金人が来れば保険料を納付していたものと推認できること、iii) 申立期間①は申立人が B 区 C 町から同区 D 町に転居した後の期間であるが、申立人が所持する国民年金手帳にはその住所変更が記録されており、申立人宅に集金人が訪問することは可能であったものと推認されることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。一方、申立期間②については、i) 申立人の被保険者台帳において、昭和 54 年度欄に「納付書送付ハガキ送付」の記載があることから、当時、当該期間の保険料は未納であったことがうかがわれるが、申立人には当該ハガキを受け取った記憶は無いこと、ii) 同市では保険料の徴収方法を 54 年 4 月に集金人制度から納付書方式に変更しているものの、申立人は当該期間



における保険料の徴収方法に関する記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見いだせないこと、iii) 申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月17日付け申立期間①のみ納付記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、当初の決定において記録の訂正は必要でないとされた申立期間②について、その前後の期間の保険料が納付されているにもかかわらず、当該期間のみ未納とすることは絶対にあり得ないと主張するのみで、申立人からこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から57年3月まで

私は、昭和43年ごろに自宅に来たA市B区役所の職員に国民年金への加入を勧められ、国民年金の加入手続を行った。加入後の国民年金保険料は、集金人に毎月納付し、手帳に検認印を押してもらっていた。47年ごろに同区役所から未納期間の保険料納付を督促する旨のハガキが送付されてきたので、同ハガキに記載された金額5,400円を集金人に納付した。その後しばらくして前納割引として昭和47年度から5年間分の保険料13万6,000円を集金人に納付した。その後、納付時期は覚えていないが、16万円をまとめて集金人に納付し、集金人から、「これで未納は無いですよ。後は免除の手続をしておいてあげますよ。」と言われたのを記憶している。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろに国民年金加入手続を行い、加入後の国民年金保険料は、毎月集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたとしているところ、申立人は毎月納付したとする保険料額の記憶は無く、A市では集金人（国民年金推進員）による保険料徴収を行っていた期間は37年11月から54年3月までであり、その徴収周期は3か月ごとであったとしていることから、申立人の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和47年ごろにB区役所から送付されてきた督促状に記載されている未納期間（昭和46年度）の保険料5,400円を集金人に納付したとしているが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市の納付記録共に同年度は未納とされており、これら記録に齟齬は見受けられない。

さらに、申立人は、昭和 47 年度から 5 年間分の保険料を集金人に前納したとされているところ、申立人が 5 年分の保険料を前納したとする同年度においては、制度上、保険料を前納できる期間は前納しようとする日の属する月から昭和 50 年 3 月までとされていたことから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人は、昭和 47 年度から 51 年度までの 5 年間分の保険料を前納した後、納付時期は不明であるが、16 万円をまとめて集金人に納付したとしていることから、申立人は、特例納付により保険料を納付したとの主張と思われるところ、申立人の主張どおり、昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間は第 3 回特例納付実施期間中であったことから、当該期間において特例納付を利用して保険料を納付することは可能であった。しかしながら、A 市の保管する申立人の被保険者名簿によれば、備考欄に「未納実態調査実施 54. 12. 25TEL 納付拒否の申出」、「未納実態調査実施（無年金者）」と記載されており、この記載から第 3 回特例納付実施期間中である 54 年 12 月 25 日に電話により申立人が年金受給権の確保に必要な未納保険料の納付勧奨を拒否したものと推認できることから、申立人が特例納付を利用して保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年5月までの期間、同年7月、同年8月、同年12月及び5年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から4年3月まで  
② 平成4年4月及び同年5月  
③ 平成4年7月及び同年8月  
④ 平成4年12月  
⑤ 平成5年4月から同年12月まで

私は、会社に就職した平成6年4月以降にA市で国民年金の加入手続を行った。加入後、国民年金の過年度分の納付書が送付されてきたので、この納付書により過年度分を郵便局で納付した。納付方法は、納付書が数月単位(3か月程度)で送付されてきて、その分を納付すると次の数月分が送付される仕組みであったと記憶している。この送付されてきた納付書に基づき過年度分の保険料はすべて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。申立期間について、納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後における申立期間の国民年金保険料は送付されてきた納付書により納付したことは覚えているとしているものの、納付時期、納付周期及び納付金額は覚えていないとしており、申立人の申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の20歳到達者の資格取得日の状況から、平成6年5月ごろにA市で行われたものとみられ、この加入手続において資格取得日をさかのぼって申立人の20歳到達日の前日である3年\*月\*日とする事務処理がなされたものとみられる。この加

入手続時期を基準とすると、申立期間①は既に時効となることから、社会保険事務所（当時）において、当該期間の過年度納付書が発行・送付されることはなく、申立人はこの期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、加入手続後、過年度分の納付書が数月単位（3か月程度）で送付されてきたので、その納付書に基づき数月単位（3か月程度）でまとめて納付したとしているところ、前述のとおり、加入手続時期を基準とすると、申立期間②、③、④及び⑤共に過年度納付が可能である。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年4月の保険料が納付されているものの、納付された時期が当該期間の保険料の納付期限を過ぎていたため、6年7月31日に時効後納付を理由に、この時点で未納であり、かつ、納付期限内であった4年6月の保険料に充当する事務処理が行われていることが確認できることから、この事務処理が行われた時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することはできなかつたものとみられる。同様に、上記事務処理が行われた後に、同年5月から同年7月までの保険料が納付されたものの、納付された時期が当該期間の保険料の納付期限を過ぎていたため、6年10月26日に時効後納付（4年6月については、既に充当処理されていることから重複納付にも該当することとなる。）を理由に、この時点で未納であり、かつ、納付期限内であった同年9月から同年11月までの保険料に充当する事務処理が行われていることが確認でき、この事務処理が行われた時点では、申立期間③のうち同年8月は時効により保険料を納付することはできなかつたものとみられる。このことから、過年度納付が可能であった申立期間②、③、④及び⑤を含む同年4月から5年12月までの期間については、申立人が主張するように、数月単位（3か月程度）でまとめて納付していたものと推認することはできない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2517（事案 1549 及び 2106 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間については、全額申請免除とされているが、当時、家計が苦しかったわけではなく、免除の申請に市役所に行った覚えは無い。申立期間の保険料は、私が市役所から送付されてきた納付書により夫の分と一緒に金融機関で納めていた。新たに納付したことを示す資料は無いが、申立期間の全額申請免除の記録を納付済みに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間について申請免除を行った記憶は無いとしているが、オンライン記録のほか、申立人が申立期間当時を含めて居住していたA市の国民年金被保険者名簿等でも申立期間は申請免除とされているほか、免除申請日や処理日の記載内容についても、オンライン記録に不自然な点は見受けられないこと、また、申立期間の保険料について、当初、自宅に来た郵便局員に納付したとしていたが、聴取の過程で銀行員であったかもしれないと主張を変えるなど、申立期間における保険料の納付方法に関する記憶は曖昧であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間における保険料の納付方法を自宅に来ていた銀行員に納付していたとする主張から 3 か月ごとに市役所から送付されてきた納付書により近くの信用金庫等で納付したとする主張に変更して再申立てをしているが、金融機関で納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無い上、納付金額の記憶も無いことから、当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が主張する内容は、前回の主張内容と変わっていない上、申立人が申立期間の保険料を金融機関で納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無く、これは当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2518（事案 1252 及び 1859 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 40 年 3 月まで

私は、当時の集金人の集金に疑問があることから当初の申立てに対する委員会の判断に不服である。また、当時の保険料額を根拠に私の記憶が曖昧とした判断、A 市に申立期間を未納とした原簿が無いのに私の保険料納付を認めることはできないとした判断に不服である。証拠となる原簿があれば見せてほしい。未納であったということであれば、役所はなぜ未納を放置したのか。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当時一緒に国民年金保険料を納付していたとする妻も申立期間は未納であること、申立人は申立期間の保険料月額が 100 円であったとしているが、申立人は昭和 37 年 \* 月に 35 歳に到達し、この時点で保険料月額は 150 円に改定され、申立期間のほとんどの保険料月額は 150 円であり、申立人の記憶は曖昧であることから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の決定に基づく知を受けた後、申立期間の保険料の納付状況を証言する人物として、当時、同じ町内会に居住していた義妹を挙げており、その義妹から事情を聴取したところ、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情を見いだせなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。



今回の申立てにおいて、申立人は、当時の集金人の集金に疑問があることやこれまでの委員会の判断に不服であることを主張するのみで、申立期間に係る納付をうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年6月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から57年6月まで  
② 昭和57年10月

私は、会社退職（昭和58年7月）後、A市B区役所で初めて国民年金の加入手続をした。その際、担当者から未払の2年間分は社会保険事務所（当時）で手続すればさかのぼって支払うことができると教えてもらったので、C社会保険事務所（当時）に行き、納付可能な未納期間の保険料を支払う手続をしてもらった。後日、社会保険事務所から届いた納付書により銀行で納付した記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年7月ごろにA市B区役所で初めて国民年金の加入手続を行い、その後社会保険事務所から送付されてきた納付書で申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続後に交付される年金手帳を受領した記憶は無く、申立期間の保険料額の記憶も無いとしていることから、申立人の加入手続時期及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年6月28日にA市B区において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続に際してさかのぼって資格取得日を58年7月16日とする事務処理が行われたとみられる。このことは、同市が保管する国民年金被保険者名簿及び

申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間①及び②共に国民年金未加入となることから、社会保険事務所が当該期間の過年度納付書を発行・送付することはなく、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人の納付記録をみると、資格取得日以降の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとされており、前述の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、これら納付済みとされている期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの期間は過年度保険料となる。申立人が記憶している加入手続後において社会保険事務所から送付された納付書により納付したとする保険料は、この期間の過年度保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から56年4月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年11月から56年4月まで  
② 昭和56年7月

申立期間①については、母親が昭和54年11月ごろ、自身が勤務していたA市B地区市民センターで、私の国民年金の加入手続を行い、市から送られてきた納付書により同センターで毎月保険料を納付していた。申立期間②についても、母親が任意加入手続をして、保険料を納付したと思う。特に、申立期間のうち、55年4月から56年4月までの期間及び同年7月については、加入記録があるのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続時期及び申立期間の保険料の納付についての具体的な記憶は無いとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年1月26日にA市で払い出され、同年1月26日に任意加入被保険者資格を取得したとされており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての国民年金加入手続はこの任意加入被保険者資格取得日に行われたものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和55年4月から56年4月までの期間及び申立期間②については、被保険者期間として加入記録があるのに未納

とされていることに納得できないとしているところ、オンライン記録を見ると、これらの期間については、前述の申立人が初めて国民年金の加入手続を行った直後の60年3月19日に、遡<sup>さかのぼ</sup>って追加された資格記録であることが確認できる。これらのことから、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったとみられる同年1月26日時点においても、申立期間①のうち、54年11月から55年3月までは国民年金に未加入となるほか、同年4月から56年4月までの期間及び申立期間②については、当該期間の記録が追加された時点では、時効により保険料を納付することができなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月ごろから平成元年 6 月ごろまで  
私は、新聞の求人を見て、A事業所に勤務した。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の同僚の証言から判断して、申立人は、少なくとも昭和63年7月26日から平成元年6月14日までの期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録は無い。

また、当時の事業主は、「当時、従業員は5人ないし6人であった。年金については、国民年金に加入していたと思う。」と証言しているところ、当該事業主及び申立人が名前を挙げた複数の同僚を含め、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が認められる者は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4465

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月ごろから48年5月ごろまで

私は、昭和46年11月ごろから48年5月ごろまで、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主、経理担当役員（事業主の妻）及び同社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないが、申立人は、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「当時の人事及び社会保険関係の書類が無いため、申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しているところ、上記の経理担当役員は、「当時、原則として試用期間を設けていた。また、試用期間経過後は、本人から厚生年金保険に加入するかどうかについて希望を聞き、希望した者のみ厚生年金保険に加入させていた。申立人は、当時、独身であり、本人からの希望が無かったので、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「当時、A社には、試用期間があり、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。加入したのは入社から1年7か月後である。」「申立期間当時、試用期間があった。入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者もいた。」と証言しており、上記の経理担当役員の証言と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年8月まで  
申立期間の標準報酬月額が、給与明細書の報酬額よりも低い額になっているので、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、当該給与明細書によると、申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者を確認しても、「当時の関連資料も無く不明。」としており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から29年3月5日まで  
② 昭和33年4月28日から同年9月1日まで

A社を退職した昭和27年10月1日にB社に入社して、36年3月末まで継続勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社に厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に聴取しても、申立人を記憶しているものの、申立人が同社で勤務を開始した時期を特定できる証言は得られない。

また、申立人と一緒にA社からB社に転職したとする同僚は、「A社の取引先であるB社に転職が決まり、A社を昭和27年10月1日に退職し、同日、B社に入社した。」と証言しているが、同社における厚生年金保険の被保険者資格を、入社したとする時期から約9か月後の昭和28年7月に取得していることから、当時、同社では、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人の資格取得日は、昭和29年3月5日と記録されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和33年9月1日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得している75人のうち、申立人を含む16人は、同社における被保険者資格をいったん喪失後、再

取得した者であり、当該再取得までの期間（各自4か月から11か月間）の厚生年金保険被保険者記録が空白となっていることが確認できるところ、当該再取得している複数の同僚は、「仕事が途切れる時期があった。」、「当時は、入社と退職を繰り返すことができた。」として、自分の勤務期間と被保険者期間は一致している旨証言している。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も、既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月から 8 年 9 月まで  
年金事務所から、私の A 社における標準報酬月額を引き下げる訂正が行われている可能性があるとの連絡をもらった。  
A 社に勤務した申立期間について、私の標準報酬月額が適正であるかどうか調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたところ、平成 8 年 11 月 20 日付けで、遡及<sup>そきゅう</sup>して 26 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、A 社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額 26 万円（平成 7 年 12 月は 24 万円）は、訂正後のオンライン記録の標準報酬月額 26 万円を超えていないことが確認できる。

また、A 社では、「申立人の記録訂正に係る書類は残っていないが、おそらく誤って届け出た標準報酬月額の記録を遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正したものと思う。」と回答している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年6月まで

ねんきん定期便によると、定年退職前の標準報酬月額が低くされている。当時、仕事の内容も変わらず、給与が下がったという記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された給与支給明細書によると、申立期間のうち、平成6年12月から7年2月までの期間については、保険料控除額に見合う標準報酬月額が41万円、同年3月から同年6月までの期間については、保険料控除額に見合う標準報酬月額が47万円であるものの、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額(41万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(41万円)を超えていないことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、47万円とされていた記録が、平成7年8月28日付けで、<sup>そきゅう</sup>遡及して41万円に訂正されているところ、同社は、「申立人の給与額は、定年延長により平成6年9月に給与改定(降給)されたが、それに伴う標準報酬月額減額

変更の届出を忘れており、それが申立人の退職した翌月に判明したため、7年8月16日付けB厚生年金基金経由で修正の届出を提出した。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金から提出された申立人に係る標準給与改定届は、平成7年8月16日付けの受付印があり、同年8月22日付けで社会保険事務所（当時）に届け出られていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額に係る一連の変更手続に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月25日から32年10月ごろまで

私は、昭和29年1月から32年10月ごろまでA事業所のB事務所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白とされていることが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間に同事務所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された就労明細簿（勤務日数、賃金額、各種控除額等の記載あり）により、申立人が申立期間に同事業所B事務所に勤務していたことは認められる。

しかし、当該就労明細簿によれば、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていないこと、及び厚生年金保険被保険者が資格取得できない日雇労働者健康保険に加入していることが確認できる。

また、当該就労明細簿に記載された申立人の厚生年金保険料の控除された月数は、オンライン記録の被保険者期間と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から 56 年 5 月 29 日まで

私は、昭和 55 年 1 月から 56 年 9 月まで A 事業所に勤務していたが、同事業所の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年 5 月 29 日とされており、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所において厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「私は、A 事業所に昭和 55 年 3 月から勤務したが、申立人は、自分より前から勤務していたと思う。」と回答していることから、申立人が申立期間当時、同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 事業所は、昭和 56 年 5 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所であった記録が確認できない。

また、A 事業所は、「当時の事務責任者である者は、死亡しており、人事記録等の書類は残っておらず不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 56 年 5 月 29 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、二人は、同事業所が適用事業所となる以前の期間は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、「私は、昭和 54 年 11 月 \* 日に婚姻し、婚姻後しばらくは、夫の扶養に入っていた。申立期間も健康保険については夫の扶養であったと思う。」と証言している上、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票に



よると、昭和56年9月7日付けで申立人に係る被扶養者の扱いが終了した旨の記録が確認できることから、申立人は、申立期間において夫の被扶養者であったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月ごろから28年10月ごろまで  
② 昭和28年10月ごろから29年12月ごろまで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の勤務について、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①のA事業所における勤務については、自分自身明確な記憶があり、申立期間②の勤務についても仕事内容を記憶している。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時、B県に所在したA事業所において雑役に従事していたと証言している。

しかし、B県のA事業所に勤務する日本人の労務管理に関する資料を保管している同県及びC防衛局は、いずれも申立人の申立期間①における勤務実態を確認できる資料は無いと回答している。

また、申立人は、上司1人の名字を記憶しているものの、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該上司と同じ名字の被保険者の記載は無く、同人を特定できない上、同被保険者名簿において名前の確認できる同僚14人は、いずれも他界している等のため、申立人の申立期間①における勤務実態等について確認できない。

申立期間②について、申立人は、申立てに係る事業所において従事していた仕事内容を詳細に記憶しているものの、その社名についての記憶が無い。

また、申立てに係る事業所は、申立期間当時の住宅地図を確認しても、申立人が記憶する所在地及びその周辺には、該当するとみられる名称は記載されていないことから、その名称及び所在地を特定できない。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所における同僚として一人の名前を挙げているものの、名字のみの記憶であり、本人を特定できないため、申立人の申立期間②における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月から 19 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 24 年 5 月 20 日から同年 10 月 24 日まで

申立期間①について、昭和 16 年 5 月から A 社 B 支店に勤務し、現場で事務の仕事をしていた。初空襲があり、軍事体制が充実してきたころ、厚生年金保険の適用が開始され、給料から保険料を控除されることになり、反対したが、上司に説得されて承諾した。19 年 6 月 1 日に厚生年金保険に加入したことになるが、上記理由により了解しかねる。

申立期間②について、軍隊への入営は昭和 19 年 9 月 20 日、復員は 24 年 10 月 24 日に復員したため、厚生年金保険の加入期間が 5 か月不足している。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 16 年 5 月から A 社 B 支店に勤務し、現場で事務の仕事をしていた。17 年 6 月から厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）の適用が開始され、給料から保険料が控除されることになった。」と主張している。

しかし、労働者年金保険は、工場等で働く男性の筋肉労働者のみが適用対象者とされていたところ、申立人は、当該期間当時の業務内容について、「現場の事務所で事務の仕事を行っていた。」としている。

また、申立人の A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、被保険者資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日と記録され、備考欄に「**改**」の表示が記されていることが確認できるところ、当該表示は、労働者年金保険が、同年 10 月に厚生年金保険に改称され、事務職員を含む男女労働者に適用対象者

の範囲が拡大されたことにより、新たに被保険者となったことを示すものであることから、申立人は、当該期間において労働者年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚で被保険者記録が確認できる者のうち、現場作業に従事していた者（筋肉労働者）は、いずれも昭和17年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人と同様に事務所で事務の仕事に従事していた者は、いずれも申立人と同じ19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社は、「当時の資料は現存せず、不明。」と回答している上、申立人が名前を挙げた上司及び同僚はいずれも連絡先不明等のため、申立人の当該期間における勤務実態及び労働者年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、C県の回答によると、申立人の軍隊への入営は昭和19年9月20日、復員は24年10月21日と記録されているところ、厚生年金保険の被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間は、被保険者及び事業主共に保険料を全額免除し、当該期間を被保険者期間として算入する旨規定されている当時の厚生年金保険法第59条の2の適用期間（19年10月1日から22年5月2日）の終了後も、申立人のA社B支店に係る被保険者記録が継続している（資格喪失日は、24年5月20日）ことが確認できることから、同社では、原則、従軍中の従業員は被保険者とする取扱いをしていたことがうかがえる。

しかし、申立人と同日にA社B支店に係る被保険者資格を喪失している同僚は、「昭和24年11月に復員した後、家族から聞いた話だが、同年春ごろ、A社B支店の人が家族を訪ね、『息子さんの会社の籍を抜かせていただきました。』と言っていった。同社の人は、『会社では、出征者で生死不明、音信不通の人を対象に、一斉に籍を抜くことにした。』と言っていた。」と証言している。

また、A社は、「当時の資料（就業規則を含む。）は現存せず、不明。」と回答している上、申立人が名前を挙げた上司及び同僚はいずれも連絡先不明等のため、同社の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月から 6 年 8 月まで  
月給 17 万円の条件で A 社 B 支店に入社したのを覚えている。勤務した期間すべてにおいて標準報酬月額が低いのではないかと。訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社発行の給与支払証明書及び銀行取引明細表の写しによると、申立期間に同社から実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立期間の大部分において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人と同時期に A 社 B 支店に入社した同僚から、同人が所持している申立期間の給与明細書に記載されている各月の報酬月額及び保険料控除額を聴取したところ、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の月があるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していると認められることから、申立人についても、申立期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していたものと考えられる。

また、オンライン記録により、複数の同僚の標準報酬月額の記録は、申立人の記録と比較しても、ほぼ同額で推移していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料は無く、届出や保険料納付については不明である。しかし、営業職の見習期間の固定給は10万5,000円、正式採用後の基礎給が13万円と記載された資料がある。経験などにより基礎給は違っていたと思う。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 49 年 9 月 10 日まで

私は、昭和 44 年 6 月に A 事業所に入社し、49 年 9 月 9 日まで勤務していた。44 年 6 月から同年 8 月 31 日まではアルバイトであったが、同年 9 月 1 日から正式雇用となり厚生年金保険に加入していた。申立期間当時の事業主の証明もあり、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所の当時の事業主及び同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間において A 事業所での在籍が確認できる 5 人の同僚は、いずれも同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該 5 人のうち 3 人は、同事業所における勤務期間に国民年金の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月21日から同年4月7日まで

私は、昭和51年1月5日から同年4月6日まで、A事業所で勤務した。しかし、同年3月21日が資格喪失日とされている。当時の家計簿に、同年3月分の給与から厚生年金保険料が控除された旨の記載がある。同年3月19日に病気になり、医師から2週間安静にするよう指示を受け会社を休み、同年4月6日に退職することを伝えた。厚生年金保険料も控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年4月6日にA事業所を退職したので、同年4月7日が資格喪失日である。」と主張しており、申立人から提出された家計簿（同年1月から3月分）によると、申立人は、退職月の給与から厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる。

しかし、A事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、同事業所は、昭和51年3月21日を申立人の資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA事業所における離職日は、昭和51年3月21日とされており、当該離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の夫が共済組合員となっているB共済組合の記録によると、申立人は、昭和51年3月22日に夫の被扶養者として承認されていることが確認できる。

加えて、厚生年金保険法の第19条においては、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失

した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和51年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえるものの、申立期間においてA事業所に雇用されていた者であったとは言えないことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 1 月 24 日から同年 5 月 21 日まで  
② 平成 8 年 6 月 21 日から同年 7 月 20 日まで

私は、平成 8 年 1 月から同年 7 月まで A 社の支店長として勤務したが、私の同社の厚生年金保険被保険者記録は 1 か月しかない。申立期間も同社に勤務していたことは同僚も証明してくれるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における資格取得日は、平成 8 年 5 月 21 日であることが確認できるところ、当該資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、A 社の複数の関係者は、「A 社は従業員の出入りが多かったため、入社してから約 3 か月後に、本人の希望を確認し、希望者のみ厚生年金保険の資格取得手続を行っていた。」と証言しており、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A 社は、既に破産廃止されており、事業主は、「申立期間当時の資料は、破産時にすべて失ったため、申立人の厚生年金保険料の控除の取扱いについては、不明である。当時の経理担当者にも確認してみたが、詳しいことは分からなかった。」と証言している。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は、平成 8 年 6 月 20 日であることが確認できるところ、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人の被保険者資格の喪失手続が平成 8

年6月26日に健康保険被保険者証を添付の上、行われていることが確認できるとともに、国民健康保険の加入履歴によると、申立人は、同年6月20日に国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の当該期間の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月26日から48年4月6日まで

私は、A社から昭和50年11月26日に、同社での厚生年金保険被保険者期間についての証明書を提出してもらっている。しかし、その日以前の48年6月8日に脱退手当金を受け取ったこととされているが、受け取った覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された企業年金基金加入員台帳によると、申立人は、昭和48年6月13日に当該企業年金基金における脱退一時金を受給していることが確認できるところ、同社は、「脱退手当金については、当社で退職者に説明をし、請求手続を行っていた。また、脱退一時金の請求手続の際には脱退手当金裁定請求書受付証明書を添付する必要がある。」と回答している。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年6月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、A社は、申立人から提出された同社における被保険者期間の証明書については、「証明書を発行した経緯は不明であるが、当該証明書は定められた様式ではなく、退職から2年以上経過した後に発行されているので、申立人からの申出により発行したものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。